

新入学学用品費の入学前支給のご案内

根室市では令和6年度に小学校・義務教育学校に入学されるお子さんがいるご家庭で、経済的に困りの保護者の方に新入学学用品費の支給を入学前の2月に行います。

(この援助の申請対象となる方)

令和6年度に根室市立小学校・義務教育学校に入学予定の児童を有する保護者で、次にいずれにも該当する方ただし、生活保護を受けている方は、生活保護費から支給されますので、新入学学用品費支給の対象になりません。

● 同一生計世帯の年収の合計が一定の基準(生活保護基準額の1.5倍)を超えない方。(収入審査あり)

● 次のいずれかに該当する方

1. 生活保護が停止又は廃止された方
2. 国民年金保険料が減免された方
3. 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された方
4. 個人事業税が減免された方
5. 児童扶養手当が支給された方
6. 生活福祉資金の貸付を受けた方
7. 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する職業安定所登録の日雇労働者である方
8. 市民税が非課税となった方
9. 市民税が減免された方
10. 固定資産税が減免された方
11. 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方
12. PTA 会費、学級費など学校納付金の減免が行われてい
13. 学校納付金の納付状況の悪い方や学用品費等に不自由している者等、生活状態が極めて悪いと認められる方
14. 経済的理由により欠席日数の多い児童・生徒の保護者

(申請方法、支給額等)

申請書を記載し、必要書類を添付の上、下記の受付期間内に根室市教育委員会へ提出してください。(入学予定の学校ではありませんので注意してください。)

受付期間: 令和5年12月1日(金)～令和6年3月29日(金)

支給時期: 令和6年1月31日(水)までに提出していただいた場合、令和6年2月20日(火)に支給します。(予定)

※2月1日以降に提出された場合は、2月20日以降随時支給します。

支給額: 54,060円

(注意事項)

・今回の新入学学用品費の支給を受けた場合でも、「令和6年度就学援助」をご希望する場合には、別途申請していただく必要があります。(収入審査の基準が違いますので、審査結果が異なる場合があります。)

・今回の新入学学用品費の支給を受けた方は、「令和6年度就学援助」の新入学学用品費は対象となりません。

・令和6年4月に根室市内の小学校に入学しない場合は、支給の対象となりません。また、入学前に支給を受けた場合で市外に転出した方は、全額返還していただくことになります。

(申請書の配布・提出・お問合せ先)

根室市役所3階 根室市教育委員会教育総務課学校教育担当 電話 0153-23-6111(内線 2416)

新入学学用品費支給までの流れ

令和5年12月1日

「新入学学用品費の入学前支給のご案内」配布
教育委員会又は市ホームページから申請書類を
受け取ってください。必要書類は手引きに記載
しています。

令和5年12月1日～
令和6年1月31日

令和5年度就学援助認定申請書を提出
※令和4年の収入で審査します。

令和6年2月上旬

認定・否認定の通知を発送します。

令和6年2月20日

新入学学用品費を支給します。(予定)

※ 上記スケジュールは現時点での予定となります。

※ 「令和6年度就学援助」を希望する場合は、別途申請が必要になります。「令和6年度就学援助」では令和5年の収入で審査しますので、今回の審査結果と異なる場合があります。

※ 今回の新入学学用品費の支給を受けた方は、「令和6年度就学援助」の新入学学用品費は対象となりません。